

I 章 史跡筑後国府跡整備基本計画について

『史跡筑後国府跡整備基本計画』（以下、「本計画」という。）の策定に至る経緯、目的や対象範囲・計画期間を明らかにするとともに、計画策定の体制、関連計画や関連法令について明記する。

1. 計画策定の経緯

筑後国府跡は、古代の筑後国を治めた役所跡で、古代国家による地方支配の実態を知る上で極めて重要な遺跡である。九州における交通の大動脈として機能した筑後川の左岸に立地し、筑後国の中心的地位を占めた筑後国府は、その後の久留米市発展の礎ともなっている。

筑後国府跡に関する考証は近世に遡る。歴史地理学的観点や『倭名類聚抄』など残された文献から所在地を推測したものであり、筑後国府の研究は古くから関心事であったことが窺われる。考古学的手法による調査は、昭和 36 年（1961）から始まり、現在も継続して実施されている。調査では、国府域は東西 1.3 km、南北 1.0 km に広がり、7 世紀中頃から前身官衙が設けられ、7 世紀末の筑後国成立から 12 世紀後半に至る約 500 年間、政庁が 3 回の移転を繰り返しながら存続し続けたこと、国司館や曹司、道路、工房など都市的景観が広がっていたことなど、これまでの国府のイメージを塗り替える成果を上げてきている。このような成果により、平成 8 年（1996）に史跡の指定を受け、平成 15 年（2003）、平成 19 年（2007）、平成 24 年（2012）には追加指定が行われている。

以上の経過を受け、久留米市は筑後国府跡の価値を市民や地域住民と共有し、将来への確実な保存、教育、文化、観光、健康づくりなどのまちづくりにも活用していくことを目的とし、令和元年度に『史跡筑後国府跡保存活用計画』（以下、「保存活用計画」という。）を策定した。ここに策定する本計画は、保存活用計画に基づき、史跡筑後国府跡（以下、「本史跡」という。）の整備に関する基本計画を定めたものである。

2. 計画策定の目的

筑後国府跡は、古代律令期における地方行政機能をもつ古代都市であり、現在の久留米市の都市づくりの原点でもある。その歴史的・文化的価値を将来にわたって継承することを目的として、平成 8 年に国史跡に指定された。

本計画は、本史跡の計画的な保存・活用を進めるための基本方針を示した保存活用計画に基づき、本史跡の適切な保存と継承に向けた保存のための整備、その本質的価値を現地で体感・共有する活用のための整備、周辺に所在する歴史遺産等を一体的に活用する整備について、より具体的に示すことを目的とする。

3. 計画の対象範囲

周知の埋蔵文化財包蔵地としての筑後国府跡は、久留米市合川町を主な所在地とし、その周辺の朝妻町・東合川町・野中町、さらにIV期政庁関連遺跡の横道遺跡・大鳥井遺跡が広がる御井町に所在している。地形的には井田川を東限、高良川を西限とし、北は枝光台地の北限、南は水縄断層帯千本杉断層上段付近までの東西 1.3 km、南北 1.0 kmの広範囲に広がっている。

保存活用計画では、周知の埋蔵文化財包蔵地としての筑後国府跡を計画対象範囲としており、本計画でもこの範囲を踏襲する。このうち、史跡指定地と史跡指定地に隣接する市有地の一部を主な整備対象範囲とし、それ以外の範囲については、後述する関連計画との連携を図りながら、史跡を活かすための市街地の在り方を検討する。また、計画対象範囲の外については、計画対象範囲の周辺に所在する歴史遺産や文化施設等との連携を踏まえ、必要に応じて一体的に検討する。

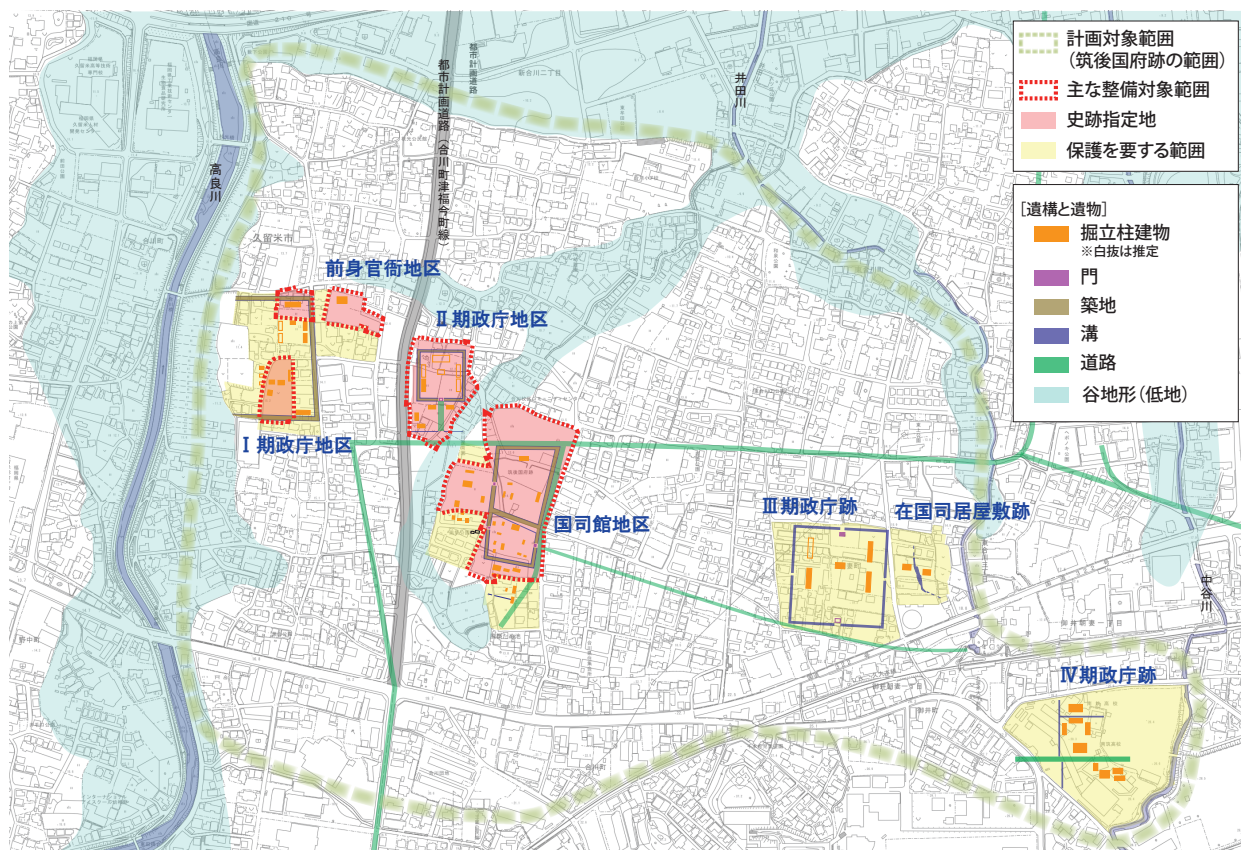


図 1-3-1 計画対象範囲

4. 計画期間

本計画は令和 8 年度からの概ね 10 年間を実施期間とする。この間においても、事業の進捗状況や調査の進展、財政状況、社会情勢の変化を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。また、将来において、本計画の実施状況や諸般の状況の変化などを踏まえ、新たな整備計画の策定が求められることも考えられる。

5. 策定体制と事業の経過

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、史跡筑後国府跡整備指導委員会（以下、「指導委員会」という。）を設置し、本史跡の整備について、保存活用の方針や具体的な方策等について検討・審議を行った。

指導委員会の委員は、都市計画、環境・造園、考古学、古代史の各分野の学識経験者および地域代表とし、事務局は、久留米市市民文化部文化財保護課（以下、「市文化財保護課」という。）が担当した。なお、必要に応じて、適宜、文化庁文化資源活用課（以下、「文化庁」という。）および福岡県教育庁教育総務部文化財保護課（以下、「県文化財保護課」という。）、九州歴史資料館の助言を仰いだ。

【委員】

河野 雅也	西日本工業大学名誉教授	(都市計画)
包清 博之	九州大学名誉教授	(環境・造園)
重藤 輝行	佐賀大学芸術地域デザイン学部教授	(考古学)
重松 敏彦	太宰府市総務部職員（久留米市文化財専門委員）	(古代史)
田中 和範	合川校区まちづくり運営協議会会長（令和6年4月まで）	(地域代表)
堀口 敏憲	合川校区まちづくり運営協議会会長（令和6年5月から）	(地域代表)
横山 公記	合川校区まちづくり運営協議会事務局長（令和7年8月まで）	(地域代表)

【オブザーバー】

小野 友記子	文化庁文化資源活用課 整備部門（記念物）調査官
下原 幸裕	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課文化財保護係技術主査 (令和6年3月まで)
城門 義廣	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課文化財保護係技術主査 (令和6年4月から)
入佐 友一郎	九州歴史資料館埋蔵文化財調査室室長補佐

【事務局】

井上 英俊	久留米市市民文化部文化財保護課課長
白木 守	久留米市市民文化部文化財保護課主幹
丸林 禎彦	久留米市市民文化部文化財保護課主幹
岡 隆二	久留米市市民文化部文化財保護課主査（令和7年4月から）
神保 公久	久留米市市民文化部文化財保護課事務主査
水原 道範	久留米市市民文化部文化財保護課主任主事
廣木 誠	久留米市市民文化部文化財保護課主任主事
荻野 翼	久留米市市民文化部文化財保護課主任主事（令和7年3月まで）

(2) 事業の経過

令和5年度

2月9日 第1回史跡筑後国府跡整備指導委員会開催
内容 現地視察、策定スケジュール等

令和6年度

4月1日 国庫補助事業「史跡等総合活用整備事業」交付決定

5月29日 史跡筑後国府跡整備基本計画策定業務委託契約締結

5月30日 史跡筑後国府跡整備基本計画策定業務委託着手

10月1日 第2回史跡筑後国府跡整備指導委員会開催
内容 計画の対象範囲、現状と課題、基本理念と方針

12月20日 第3回史跡筑後国府跡整備指導委員会開催
内容 全体計画、区域別計画、遺構保存・地形造成計画

3月13日 第4回史跡筑後国府跡整備指導委員会開催
内容 遺構の表現に関する計画、修景植栽計画

3月31日 令和6年度事業完了

令和7年度

4月1日 国庫補助事業「史跡等総合活用整備事業」交付決定

6月30日 第5回史跡筑後国府跡整備指導委員会開催
内容 動線整備計画、案内・解説施設整備計画、管理・便益施設整備計画

8月29日 第6回史跡筑後国府跡整備指導委員会開催
内容 調査計画、公開・活用計画、管理運営計画、事業計画

12月5日 第7回史跡筑後国府跡整備指導委員会開催
内容 計画案の最終確認

3月31日 令和7年度事業完了